

Title	〔労働法 四八〕 労働組合脱退の自由
Sub Title	
Author	宮本, 安美(Miyamoto, Yasumi) 社会法研究会(Shakaiho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.6 (1968. 6) ,p.65- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680615-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は、右の特約が存在しなくても、受取人が日付を尊重して日付前には呈示をしない場合を考えれば明白であろう（野上評釈は右の特約は間接的・側面的ながら、支払証券としての小切手の信用証券化を避けようとする法の意図に反する事態の発生を少なくとも助長するおそれがあるという事実は否定できず、このような点も不呈示特約の効力を論ずる場合に全く度外視してよいか否か問題であるとするが（野上・前掲、評釈一七頁）、私は度外視してよいと考える）。してみれば、右の特約の小切手外の効力を有効と解することが小切手のある程度の信用証券の利用を容

〔労働法 四八〕 労働組合脱退の自由

【事案】 被告谷口光衛ほか一八三名は、原告日本光学労働組合の組合員であつたが、いずれも昭和四〇年一月二十九日、あるいは同月二〇日までに原告組合に脱退届を出して脱退の意思表示をした。

しかるに原告組合の規約一二条六号には、組合員資格喪失の一事由として、「代議員会並びに総会で脱退を認めるとき」との規定があつた。

次に、原告組合が訴外日本光学株式会社との間に結んでいた労働協約は昭和四〇年一月一日失効し、協約改訂をめぐり原告は会社と対立していた。すなわち、①原告組合は、昭和三十九年四月一七日

認することになると考えるのは誤解であり、右の特約の存在によつて、小切手の支払証券性は理論的にいかなる影響も受けないから（前に述べたごとく右の特約に違反して受取人が日付前に呈示しても、呈示自体は有効である）、右の特約の小切手外の効力は、一般契約上の原則に従つて理解されるべきであり、右の特約は振出人の資金の都合上振出日まで支払のための呈示をしないことを約するにすぎず、民法九〇条に反する契約とはいえないから、右の特約の小切手外の効力は有効と解するのが正しいと考える。（阪莖 光男）

日本光学労働組合事件
東京地裁昭和四〇年一四三号、一〇八三九
一〇〇八六一一四三号、一〇八三九
昭四二・七・二八判決

の総会で階層別一律賃上げと三カ年計画の労働時間短縮とを労働協約改訂に生かそうとする昭和三十九年度運動方針（案）を承認した。

②そこで、同月二七日副組合長を専門委員長とし執行委員四名、代議員四名その他の組合員五名を委員とする労働協約改訂専門委員会が原告組合の決議機関の一つである代議員会によつて設置され、九回の討議を重ね、同年六月一九日代議員会に対しその結果を中間報告した。③原告組合代議員会はその中間報告について討議の上、一旦各代議員をして職場に持ち帰り職場の組合員の意見を聴かせ、その結果賃率以外の点につき若干の修正を加えた中間報告を再び専門

委員会の討議にかけ、④専門委員会は四回の討議を経て同年七月一日三日その結果を代議員会に報告し、⑤代議員会は代議員をして専門委員会の答申につき職場懇談会で組合員の賛否の意見を採らせた上で改訂案を決定した。さらに⑥原告組合臨時総会は同月二二日⑦の代議員会によつて決定、提出された労働協約改訂要求案を提案どおり可決したが、その内容は、三、七七〇円一律賃上げを原則として成績査定を廃止すると同時に、週休二日制、時間短縮等を骨子とするものであつた。⑧しかし、同月二九日会社から原告組合に示された対案は労使双方とも協約の有効期間中協約の改廃を目的とする争議行為を行なわぬ等の条項を新たに加えるものであり、同年八月五日会社から原告組合に示された回答は賃上げ、労働時間短縮を拒否し、職務賃金の導入を対案とするものであつた。⑨ここにおいて原告組合は、同月二五日労働協約改訂要求のためにする罷業権の行使を総会において可決し、同月二九日全員半日ストライキをはじめとして二回にわたる全員ストライキ、同年九月一日日カメラ部門等一八四名によるストライキをはじめとして昭和四〇年二月六日までだけでも一四名ないし二三七名による一四回の重点部門(指名)ストライキを繰返しつつ会社と三十数回の団体交渉を重ね、この間会社からは職務賃金を導入した賃率の具体案、原告組合からはこれに対する修正案も提示されて、賃率に関する主張はやや歩みよりをみせ、東京都地方労働委員会があつせんもあり、昭和三九年一月二四日原告組合は会社との間に同年末までの労働協約の有効期限を昭和四〇年一月一日まで延長する約定を結び、新年も労使間には少数委

員により団体交渉が続けられたが、改訂協約について交渉のまともでないまま労働協約は遂に効力を失うに至つた。⑩原告組合によつて繰返された重点部門(指名)ストライキは、原告組合側の費用が一ヵ月五〇〇万ないし六〇〇万円と考えられたのに対し、会社の損害は、東京オリンピックの商機を逸し、大きかつた。⑪かねて、原告組合の重点部門(指名)ストライキの長期化による労使の共倒れを憂えていた係長級組合員五、六〇名、および係長級組合員から、「ストを直に解除し、正常業務に復帰の上団交を持て」と決議、要請されたり、古参組合員によつて構成されている査問委員会の委員から争議の早期解決が要望された。また、その間、一〇月二四日には経理営業担当の一〇〇名を超える組合員からストを中止せよという決議文が提出され、また一三名の組合員は年内解決をみないときは、組合を脱退せざるをえない旨の声明書を掲示した。そして昭和四〇年一月一三日原告組合に対する最初の脱退通告が数名によつて行なわれるに及んで、同月一四日査問委員全員は、査問委員会の機関としての機能が不能に陥る現実となつたという理由で辞任し、会計監事らも一身上の都合という理由で辞任し、同月一六日代議員会によつて何れも辞任を承認された。他方、脱退者らは同月一四日頃原告組合員に対し、自己及びその家族の生活の安定と向上を図るために、原告組合を脱退し新労働組合結成に出席したから参加を望む旨の声明書を發表した。⑫原告組合の罷業権行使に対する批判票は従来約一〇パーセントであり、協約改訂要求のための罷業権行使については昭和三九年八月一日の代議員会においても賛成七二票反対

五票、不明二票であつたが、第一回団体交渉における会社の前記回答後開催された総会では、賛成二、一八七票、反対二八五票と批判票が一三パーセントを越えた。そして、同年九月中旬以降代議員約一〇名が入れかわつた後開催された同年一〇月一三日及び同月二二日の代議員会では、スト重点部門該当職場の代議員等からスト中止の意見があらわれ、同月三〇日の代議員会ではストライキ中止の動議が一七票対六五票で否決されたが、批判票の比率は二六パーセントに倍増した。また、年末一時金要求のための罷業権行使は、同年一二月一五日の代議員会で今後の闘争の進め方についての執行部提案とともに賛成五七票、反対一八票、不明一〇票で可決されたが、批判票は三一パーセントを突破するに至つた。その後同月一八日の総会で年末一時金要求のための罷業権行使が可決された。⑩このような状況の下に原告組合に提出された組合員脱退届は、累計昭和四〇年一月二九日までに一、〇一三名分、同年二月五日までに一、二一四名分に達し、脱退届提出者を控除した原告組合員数は同日九一六名、昭和四二年五月八日五二〇名と減少した。⑪被告中川茂、阿久津正雄らは昭和四〇年一月二四日光友クラブにおいてニコン労働組合を結成し、規約を定め、役員を選任し、翌二五日会社食堂で結成報告大会を開催し、その組合員数は同年一月二九日には一、〇〇〇名を突破し、同年三月二二日には約一、七〇〇名に増加した。原告組合に脱退届を提出した被告らのうちには、ニコン労働組合を結成し、またはこれに加入するために脱退の意思表示をした者のほか、労働条件低下ないし解雇の不安から協約失効を契機として脱

退届提出を決意するに至つた者もある。

これに対して原告は、「原告組合の組合費については前月二二日から当月二〇日までの間に組合員としての地位を失つても前月二二日に組合員であつた者については当月二五日の賃金支給日に一カ月分の組合費全額をチェック・オフされるのが従来慣行であつた」ことを前提として「被告らのうち昭和四〇年一月二九日に脱退届を提出した者は昭和四〇年二月分の組合費全額を支払うべきである」と主張した。

【判旨】

一 原告が組合規約で、「代議員会ならびに総会で脱退を認めたとき」に組合員資格を失ふ旨を定めたのは、「組合員の意思表示だけで組合員の地位が一方的に消滅しては団結体が維持できなくなるとおそれがあるから、団結を回復する方向に決議機関として努力しなければならず、組合員に制裁を科すべき行為があつた場合でも、確定した制裁の執行までに被制裁者が脱退届を提出することにより制裁を免れるようでは労働組合の統制を完うすることができないからである」。「そうだとすれば、組合規約の右条号は、労働組合の組合員の脱退の権利を実質的に制約するものであり、本来、自由な団結を結合の契機とする労働組合を決議機関の多数者の支持を得られぬ限り離脱することができないものとするにより少数者の自由を拘束するものであるから、労使関係を前提とする労働組合内の公序に反し国家法上無効であるといふべきである。ところで、労働組合が脱退の意思表示によつて労働組合員としての地位から離脱する

ことのできることは、組合規約に規定がなくても現行労働組合制度が任意組合主義を基盤とする以上もとより当然である。

二 協約改訂要求および年末一時金闘争になされた組合脱退の意思表示は、「原告組合を敗北させる目的のみをもつて脱退したと認めることはできず、かえつてあるいは自らの労働力を自由に処分するために原告組合から脱退し、あるいは進んで自らの経済的地位を維持改善すべく新たな労働組合を結成しもしくは他の労働組合に加入するために原告組合から脱退したものというべきであつて脱退の権利を濫用したと認めることはできない。」

三 毎月「二五日の賃金支払日に賃金からチェック・オフする際、前月二一日から当月五日までの間組合員であつた者からのみ組合費」を徴収するのが従来の慣行である場合には、前月三〇日以降組合員としての地位を失つた者は当月の組合費を支払う義務を負わな

【評釈】

一 判旨は、第一に、脱退について、代議員ならびに総会の承認を必要とする旨の組合規約条項を無効であるとする。

この点に関しては、すでにいくつかの判例がある。まず、旭化成延岡工場業務妨害事件（宮崎地延岡支判和四・七・二〇）では、「一組合を脱退して他の組合を結成すること」は、憲法第二八条の規定する団結権によつて保障されているのであつて、「組合規約を以てこれに禁止制限を加え又はこれと同一効果をもたらすような約定があつても、それは前記憲法に違反し何等拘束力を有するものとは

いえない」とされた。すなわち、この判決によれば、組合脱退を制限・禁止する規約条項は憲法に違反し、無効である。次に、浅野兩竜炭鉱協約履行請求事件（札幌地判昭和二六・二・二七）においては、「組合を脱退するには組合の承認を要しその承認がなければ脱退することができず、しかも……証言によれば右規約の条項は原告組合が組合員の脱退を防止するために特にもうけたものであつて承認不承認の判断は全く原告組合代議員会の自由裁量にあることが認められるのでかかる趣旨の規約は組合員の自由を著しく制限するものであつて、いわゆる公序良俗に反し法律上無効といわなければならない」と判断された。この判決は、脱退につき組合代議員会の承認を要する旨の組合規約の条項を無効とする点においては旭化成の事件と異ならないが、その根拠を直接団結権に求めず、公序良俗違反に求めている。また、菱沼教授が説かれるように、この事件では、裁判所はかかる規約条項を一般的に無効と判示したのではなく、それが「組合員の脱退防止のために特にもうけられ、且つ脱退の承認不承認の判断を『全く代議員会の自由裁量』に委ねる趣旨のものであるが故に、『組合員の自由を著しく制限する』ものとして公序良俗違反で無効としたものと解される。従つて本判決の立場からすれば、右と全く同じ文言の規約条項でも、それが右にのべたような趣旨のものでなく『組合員の自由を著しく制限する』ものとは認められない場合には必ずしも無効ではないということになると思われる」（『労働組合脱退の自由』ジュリスト・労働判例百選五四頁、なお、坂本憲一（『労働組合脱退の自由』ジュリスト・新版労働判例百選二二〇頁参照）。この判決は、この点においても、かかる条項を一般的に無効とした旭化

成の事件と異なつているといえよう。

このようにみてくると、本判決は、札幌地裁の前記判決に近い立場をとつていふように思われる。すなわち、裁判所は、本件組合規約の条項は「組合員の脱退の権利を実質的に制約するものであり」、決議機関の多数の支持を得られない限り脱退することが出来ないものとするのであるから、「少数者の自由を拘束」し「公序に反し国家法上無効である」としている。また、かかる条項が設けられた趣旨は、裁判所の採用した証拠によれば、団結体の維持、被制裁者の脱退による制裁免脱防止、それによる組合統制の確保にある。したがつて、本判決の立場からすると、脱退につき代議員会並びに總會の承認を必要とする旨の組合規約でも、それが右に述べた趣旨のものでなく、「組合員の脱退の権利を実質的に制約し、……少数者の自由を拘束するもの」でないときには、かならずしも無効とならない場合があるということになるであらう。

学説においても、かかる規約条項を「脱退の自由」に對する不当な制限として無効と解する立場が多い(石井照一郎・労働法講義(一)二二頁、制「総合判例研究叢書」九四頁―九五頁、吾妻光俊・労働法概論二二五頁、明石千鶴子「組合員の権利・義務」新労働法講座三巻〇二頁、なお、有効説として、沼田彌次郎・労働法要説一八頁―一九頁参照)。しかし、団結権が憲法上結社の自由とは別に保障された意義をあらためて考える必要があるのではなからうか。すなわち、労働者の団結には、結社の自由にはみられない強制的契機が内含されている。この団結における組織強制(Organisationszwang)の機能から、労働組合はその内部において組合員の脱退を正当な事由なき限り制約することが許されるのではなからうか(塚村光郎・新法団結と協約の法

理五三)。このような立場にたつと、判旨とは異なる立論が必要となり、さらに脱退の正当性について具体的に検討することが必要とならう。

二 判旨第二点はストライキ中の脱退に関する。この点につき旭化成の事件では、スト中の脱退、新組合の結成がスト組合の団結権侵害のみを目的として行なわれた場合には、権利濫用として「保護の対象となり得ない」とされている。本判決も、脱退者はスト「組合を敗北させる目的のみをもつて脱退したとは認められず」権利濫用にならないとしており、右判決とほぼ同じ立場にたつている。

しかし、組合を敗北させる目的「のみ」をもつて脱退した場合にだけ権利濫用を認めるのは正当であらうか。ストライキ中は一段と強い団結が必要とされるのであり、そのような時期においては、権利濫用の成立する範囲を平常時より多少ひろげても差支えない場合があるのではないかと思われる(この点に関連して、片岡昇「争議中の操業にスト二〇八号」)

次に、この問題を判旨第一点について述べた私見に沿つて考えてみると、本件においては、原告組合の昭和三九年度運動方針および労働協約改訂案の決定、並びに協約改訂要求および年末一時金要求のためのスト権行使等は、組合民主主義の原則にのつとつて行なわれており、したがつて正当事由を必要とする立場ではそれだけの理由があつたとは考えられない。判旨においては、脱退の「目的」が問題であるとして、本件脱退が「景気後退期における会社競争力低下の危険に基く労働条件の低下もしくは解雇の不安を免れるため」、

または新組合を結成しもしくはこれに加入するために行なわれたいしているけれども、これだけの理由で脱退につき正当事由があつたと考えることはむずかしい。また、権利濫用であるかどうかを考ふる際にも、前述のように争議中は権利濫用となる場合が拡張されることもあるから、脱退によつて団結権維持、争議権行使がどの程度困難になるかを実質的に考慮しなければならないであらう。

〔最高裁判事例研究 五四〕

昭四一24 (最高民集二〇巻
七号一三四一頁)

弁護士法第二五条第三号違反の訴訟行為の効力

建物取去土地明渡請求事件 (昭四一・九・八第一小法廷判決)

弁護士A、Bは、訴外Cの委任をうけ、その訴訟代理人として、被告X (原告・被控訴人) を相手方とする本件土地所有権確認等の訴を提起した。弁護士A、Bは、右訴訟の係属中に、右訴訟の相手方であるXの依頼をうけ、その訴訟代理人として、原告Y (被告・控訴人) を相手どり、本件土地の所有権がXに帰属することを理由として、本件建物取去土地明渡請求の訴を提起した。ところでCとXは従兄弟どうしの間柄であり、Yは、Cの女婿にあたる。

Yは、原審において、弁護士A、Bの訴訟行為は弁護士法二五条一号に違反すると主張した。原審は、それに対して、弁護士A、Bの

三、最後に組合費の支払いについてみると、組合脱退を有効と認めるならば理論的には特に問題はないと思う。けれども、脱退を無効だと考えると、脱退した者も組合員としての身分を保有していることになり、従来どおり組合費を支払う義務があることになる。

(宮本 安美)

訴訟行為は弁護士法二五条三号にいう受任している事件の相手方からの依頼による他の事件につき職務を行なつた場合に該当すると判断したが、次のように認定して同号違反とはならないとした。すなわち、Cの死亡によつて権利承継したその子C'が、Xと示談をし、XY間の本訴提起について暗黙の同意を与えていることが推認されるから、同号違反の事実はないと。そして、原審はその他の理由と共にYの控訴を棄却した。Y上告。

上告理由は、①同一裁判所に於て同時に同一弁護士により相反した立場の当事者の代理人として相容れない主張がなされることは条理上許されない。②本件は弁護士法二五条一号ないし二号の問題であり、依頼者の同意の有無に左右されない。③原審は暗黙の同意を前提として示談成立を認定しているが、これには経験法則違背の違法